

授業科目名	自治体法務 Municipal judicial affairs
授業科目群	展開・先端科目
標準学年	2・3年次
必修・選択の区別	選択
開講学期	後期
開講曜日・時限	金曜日・6時限
単位数	2単位
担当教員名	田中孝男（Tanaka Takao）
授業の目的	自治体（地方公共団体）における法務のエキスパートを育成するため、自治体における法務実務に関連する基本的内容の修得を図る。
履修条件	特になし。
到達目標	カリキュラムマップ、到達目標科目対応表及び学修ロードマップを参照のこと。
授業の概要	オリエンテーションの後、地方自治に関する組織財務の基本法制の確認から始め、条例制定（条例案立案）、法の執行実務（契約書審査を含む）、争訟実務に関する事例の検討を中心に、大規模自治体における初任の法規事務専任職員に求められる知識・技能と同程度の知識・能力を修得する。 This course examines japanese municipal judicial affairs.
授業計画	第1回 オリエンテーション 第2回 制度的基礎1（事務論、組織法制） 第3回 制度的基礎2（財務、住民監査請求・住民訴訟の基本） 第4回 条例立案1（条例制定権論） 第5回 条例立案2（規制的条例の新規制定） 第6回 条例立案3（条例と法律との抵触） 第7回 条例立案4（一部改正と法制執務、改め文の立案技術） 第8回 法執行実務1（行政基準関係） 第9回 法執行実務2（許認可等の権力的行政活動関係） 第10回 法執行実務3（情報公開・個人情報保護） 第11回 法執行実務4（契約及び自治体の財産管理） 第12回 争訟法務1（税関係争訟） 第13回 争訟法務2（人事争訟） 第14回 争訟実務3（その他の訴訟、抗告訴訟及び国家賠償請求訴訟） 第15回 争訟実務4（国地方係争処理）
授業の進め方	授業は、事例等に係る質疑応答で構成する。重要な最高裁判決が出たときは、授業計画を変更して、当該判決の分析検討を行う。
教科書及び参考図書等	この科目全体を扱うテキストは存在しない。地方自治法（財務法の詳細を除く）に関しては、宇賀克也『地方自治法概説（第7版）』（有斐閣、2017）があり、同書の知識は必須とする。また、第4回～第6回については、田中孝男『条例づくりのきほん ケースで学ぶ立法事実』（第一法規、2018）の内容の一部を扱う。その他必要な文献については、オリエンテーションにおいて提示する。

試験・成績評価等	受講者数が4名以下のときは、試験に代え条例立案に関わる事例に対するレポートで提出する。5名以上のときは、条例制定権の事例を対象にした試験を行う。①レポート間は試験の比率は50% (50点)、②出席のときのやり取りで50% (50点)として両者合計で評価する。②のやり取りは、課題の提出状況を含めて評価をする。欠席は1回につき出席点から5点を減じるが、無断欠席4回以上で単位を認めないこととする。
事前学習	レジュメには、【問】があるので、各問に対する答えを手元に準備して授業に臨むこと。事前学習に関して何らかの成果物の提出を求めることは、下記課題レポート等を除き原則としてない。
課題レポート等	成績評価に係るレポートのほか、契約書の審査等1件から2件、事前学習の問いの一部として小レポートの提出を求めることがある。
オフィスアワー	教員は、木曜日及び金曜日の6時限目に法科大学院で授業を行うことから、その前後に教員控室や教室で、質問等を受けることとする。時間を要すると見込まれる内容の場合は、事前にメールで連絡をしてください。
その他	本科目は、キャリア形成先として自治体の法曹有資格職員を念頭に置く方に適している。また、科目「公法訴訟実務」における非常勤講師(弁護士)からの実務経験談を事前・事後に制度的に確認できるので、公法訴訟実務の履修を検討している方にも有益である。